

考えられる検察審査会制度改正の概要について

平成15年11月11日
裁判員制度・刑事検討会
座長 井上正仁

(注) 以下は、これまでの本検討会での議論及びその素材となった「たたき台」を踏まえ、座長の立場から、現段階において考えられる制度の概要の一例を取りまとめたものであり、本検討会をはじめ各方面において議論をさらに深めていただくための素材を提供するという趣旨でお示しするものである。

1 検察審査会の議決に対するいわゆる法的拘束力の付与

(1) いわゆる法的拘束力のある議決の種類

起訴相当の議決にいわゆる法的拘束力を付与するものとする。

(2) いわゆる法的拘束力のある議決の要件

ア 検察官は、検察審査会が起訴相当の議決（いわゆる法的拘束力なし）を行ったときは、速やかに処分を再考しなければならないものとする。

イ(ア) 検察審査会は、検察官が、アによる再考において、不起訴処分をしたとき、又は、当該議決後3か月以内に公訴を提起しなかったときは、審査申立人が別段の意思を表示した場合を除き、当該事件について再度審査を行うものとする。

（検察審査会は、審査申立て及び職権審査の議決を経ることなく、再度の審査をするものとする。再度の審査において、不起訴不当の議決をすることはできないものとする。）

(イ) (ア)の期間は、検察官が延長が必要な期間（3か月を超えることはできないものとする。）及びその理由を検察審査会に通知したときは、当該期間に限り延長されるものとする。

ウ 検察審査会は、イの再度の審査において、検察官に対し、検察審査会議

に出席し、アの起訴相当の議決にかかわらず公訴を提起しなかったことに関して意見を述べる機会を与えたときは、いわゆる法的拘束力のある起訴相当の議決をすることができるものとする。

(起訴相当の議決は、いわゆる法的拘束力のある議決も、ない議決も、いずれも、現行法どおり、検察審査員 8 人以上の多数によるものとする。)

(3) いわゆる法的拘束力のある議決後の訴追及び公訴維持の在り方

ア 検察審査会は、(2)ウのいわゆる法的拘束力のある起訴相当の議決を行ったときは、当該議決に係る事件につき管轄権を有する地方裁判所又は管轄権を有する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に、その議決書謄本を送付するものとする。

イ アの議決書謄本の送付を受けた裁判所は、当該議決に係る事件について、公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定するものとする。

ウ イの指定を受けた弁護士は、当該議決に従い、当該事件について公訴の提起及びその維持をするため、裁判の確定に至るまで検察官の職務を行うものとする。ただし、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に囑託してこれをしなければならないものとする。

2 検察審査会の組織、権限、手続等の在り方

(1) リーガルアドバイザー（仮称）の委嘱

ア 検察審査会は、検察官の不起訴処分の当否を審査するに当たり、必要と認めるときは、弁護士のうちから、リーガルアドバイザーを委嘱することができるものとする。

1 (2)イの再度の審査を行う場合には、リーガルアドバイザーを委嘱しなければならないものとする。

イ リーガルアドバイザーは、検察審査会長の指揮監督を受けて、次に掲げる職務を行うことができるものとする。ただし、検察審査会の判断を不当に誘導することがないようにしなければならないものとする。

(ア) 審査に係る事件に関連する法令及び判例の整理・解説

- (イ) 当該事件の事実認定上又は法律上の問題点の整理及び当該問題点に関連する証拠の整理
- (ウ) (イ)の問題点に関する意見その他の当該事件に関する意見を述べること
- (エ) 議決書作成の補助
- (オ) (ア)ないし(エ)に掲げるもののほか、検察審査員の求めに応じ、必要な助言をすること

(2) 検察審査員の義務・解任

判断の公正さの確保等のための検察審査員の義務、その違反があった場合の解任等の在り方について、裁判員制度における検討を踏まえて、検討する。

(3) 罰則

検察審査員、補充員、リーガルアドバイザーの秘密漏泄罪
検察審査員に対する不正な働きかけを防止するための罰則
を含めた、罰則の在り方について、裁判員制度における検討を踏まえて、見直すこととする。

(4) 検察審査員の欠格事由等の見直し

検察審査員及び補充員の欠格事由、職業による就職禁止事由等について、裁判員制度における検討を踏まえ、見直すものとする。

(5) 付審判請求手続との調整

同一事件について、付審判請求に係る審理及び検察審査会の審査が並行して行われている場合において、裁判所が付審判決定をし、又は1(3)イの指定を受けた弁護士が公訴を提起したときは、それぞれ、他方にその旨を通知するものとする。

(6) 検察審査会の配置の見直し

検察審査会法第1条第1項ただし書につき、検察審査会の数の下限の定め

を撤廃するものとする。

3 建議・勧告制度の改革

検察事務の改善に関する建議又は勧告を受けた検事正は、検察審査会に対し、当該建議又は勧告に対する回答をしなければならないものとする。